特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００１号

千葉市若葉区千城台西１丁目40番８号
清算株式会社　株式会社ヤハギ
１　決定年月日　令和７年６月11日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第２００９号

東京都中央区日本橋茅場町２丁目５－５ＳＫ茅場町ビル８階
清算株式会社　株式会社ジェイエスティソリューションズ
１　決定年月日　令和７年６月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第５号

長野県佐久市田口1082番地
清算株式会社　ＩＳ企画株式会社
１　決定年月日　令和７年６月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所佐久支部

令和７年（ヒ）第３００４号

大阪府東大阪市荒本西３丁目２番25号
清算株式会社　株式会社エルグラン
１　決定年月日　令和７年６月11日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和６年（ヒ）第８号

愛知県蒲郡市形原町東稲荷20番地１
清算株式会社　株式会社三幸
代表者代表清算人　都築　正幸
１　決定年月日　令和７年６月９日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、令和５年２月１日以後の利息債権及び遅延損害金請求権（但し、既払分を除く）については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
２　弁済場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、清算株式会社代理人弁護士の事務所にて交付する方法又は債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。但し、後者の場合の振込手数料は、債権者の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円単位未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　定義
一般債権とは、協定債権のうち第１・１で免除を受けた場合の令和５年２月１日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
２　弁済及び免除
⑴　弁済及び免除
清算株式会社は、本協定認可決定確定後１か月以内に、再生債権額兼弁済割合算定基準債権額（以下「再生債権額」という。）の0.1558889731％（一般債権額の0.1995544991％）を弁済し、弁済時に一般債権額と差額との免除を受ける。
⑵　追加弁済
⑴による弁済後、新たに会社財産が発見されたときは、これを清算人が換価したうえ、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済総額として、これを再生債権額に基づき按分計算によって算定した額を追加弁済する。この場合、前記追加弁済の範囲においては、⑴による免除の効力は失われるものとする。
以上
名古屋地方裁判所豊橋支部

監督命令取消

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

監 督 命 令